

令和3年1月29日  
国 税 庁

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件（案）」に対する意見公募の結果について

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件（案）」については、令和2年10月7日から同年11月8日までホームページを通じて意見公募を行ったところ、2通の御意見をいただきました。御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

## 1 御意見の提出状況

○ 郵便等によるもの	0 通
○ FAXによるもの	0 通
○ インターネットによるもの	2 通
合 計	2 通

## 2 御意見に対する国税庁の考え方

お寄せいただいた御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

なお、御意見において、法人名等の特定が可能な箇所については、「●●」と記載しております。